

東大和市立やまとあけぼの学園条例を廃止する条例  
東大和市立やまとあけぼの学園条例（平成3年条例第7号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に、この条例による廃止前の東大和市立やまとあけぼの学園条例（以下「旧条例」という。）第3条に規定する事業を利用した者に係る旧条例第7条に規定する使用料等については、なお従前の例による。

（東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正）

- 3 東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和52年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表やまとあけぼの学園嘱託医の項を削る。